



第 60 期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年6月28日（火曜日）午後2時  
受付開始 午後1時

## 開催場所

神奈川県横浜市中区山下町3丁目1番  
神奈川県民ホール  
（会場は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、  
お間違いのないようご注意ください。）

## 議 案

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                  |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 |

証券コード：7616

株式会社コロワイド

株 主 各 位

証券コード 7616

2022年6月8日

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
ランドマークタワー12階

**株式会社コロワイド**

代表取締役社長 **野尻 公平**

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使についてのご案内」（4～6頁）のとおり、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

### 【株主総会のお土産について】

本年の定時株主総会のご来場につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、慎重にご検討下さいますようお願い申し上げますことから、お土産のご用意は致しておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

|        |                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日 時  | 2022年6月28日（火曜日）午後2時（受付開始：午後1時）                                                                                                                                                                                         |
| 2 場 所  | 神奈川県横浜市中区山下町3丁目1番<br>神奈川県民ホール<br>(会場は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。)                                                                                                                                          |
| 3 目的事項 | <p><b>報告事項</b> 1. 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件</p> |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社役員の状況（取締役の状況のうち、重要な兼職の状況及び社外役員に関する事項）」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条第3項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には、記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際して、監査等委員会又は会計監査人が監査をした対象の一部であります。

尚、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.colowide.co.jp/>)



後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

株主総会に  
ご出席される場合

日 時

2022年6月28日（火曜日）  
午後2時（受付開始：午後1時）



書面（郵送）で議決権を  
行使される場合

行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後6時到着分まで



インターネットで議決権  
を行使される場合

行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 賛成の場合      >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合      >> **「否」** の欄に○印

## 第2号議案

- 全員賛成の場合      >>    **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合      >>    **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合      >>    **「賛」** の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い致します。またインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。



# インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

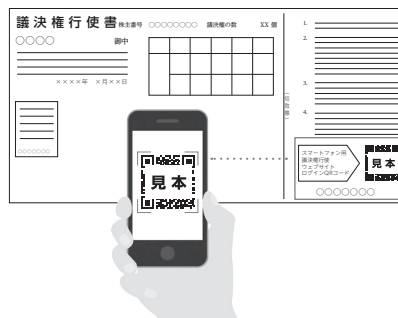
2022年6月27日（月曜日）  
午後6時入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

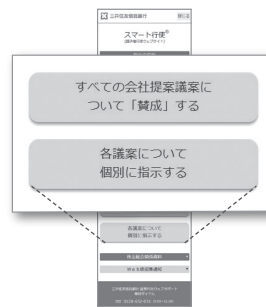


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



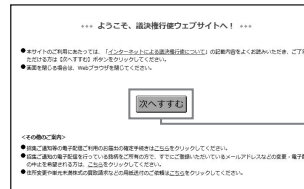
※議決権行使書はイメージです。

# 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

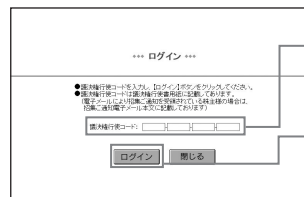
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

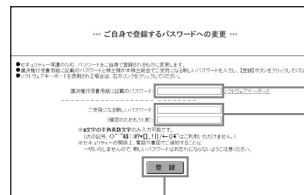
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9:00～21:00）

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条の2 第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第16条の2 第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条第3項）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている現行定款第17条及び第24条を変更し、その他の取締役が招集権者及び議長になることを可能とするものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 第6章 株主総会及び種類株主総会<br>第16条（招集）<br>定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。<br>2. 種類株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。<br>3. 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告書に記載又は表示すべき事項に係る情報について、 <u>法務省令の定めるところに従いインターネットで開示することができる。</u> | 第6章 株主総会及び種類株主総会<br>第16条（招集）<br>〈現行どおり〉<br><br>2. 〈現行どおり〉<br><br>〈削 除〉 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                                                                                                                                                                | <p>第16条の2（電子提供措置等）<br/> <u>当会社は、株主総会（種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。）の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u><br/> 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>                                |
| <p>第17条（招集権者及び議長）<br/> 株主総会（種類株主総会を含む。<u>以下、本章において同じ。</u>）は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br/> 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>                                           | <p>第17条（招集権者及び議長）<br/> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。</u><br/> 2. 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>                                                                                |
| 第18条～第19条（条文省略）                                                                                                                                                                                                      | 第18条～第19条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>第7章 取締役及び取締役会<br/> 第20条～第23条（条文省略）<br/> <br/> 第24条（取締役会の招集権者及び議長）<br/> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u><br/> <br/> 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。<br/> 第25条～第30条（条文省略）</p> | <p>第7章 取締役及び取締役会<br/> 第20条～第23条（現行どおり）<br/> <br/> 第24条（取締役会の招集権者及び議長）<br/> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</u><br/> <br/> 2. 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。<br/> 第25条～第30条（現行どおり）</p> |

| 現行定款                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第8章 監査等委員会<br>└<br>第10章 計 算<br>〈条文省略〉<br>〈新 設〉 | 第8章 監査等委員会<br>└<br>第10章 計 算<br>〈現行どおり〉<br>附 則                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                                | <p>1. 現行定款第16条（招集）第3項の削除及び変更案第16条の2（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条第3項はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。尚、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                                        | 現在の当社における地位 |                                              |
|-------|--------------------------------------------|-------------|----------------------------------------------|
| 1     | <div>くろ うど かね お</div> <div>蔵 人 金 男</div>   | 代表取締役会長     | <div>再 任</div>                               |
| 2     | <div>の じり こう へい</div> <div>野 尻 公 平</div>   | 代表取締役社長     | <div>再 任</div>                               |
| 3     | <div>い そ の たけ お</div> <div>磯 野 健 雄</div>   | 取締役         | <div>再 任</div>                               |
| 4     | <div>まつ み だい すけ</div> <div>松 見 大 輔</div>   | 取締役         | <div>再 任</div>                               |
| 5     | <div>も く の じゅん こ</div> <div>空 野 純 子</div>  | 取締役         | <div>再 任</div> <div>独 立</div> <div>社 外</div> |
| 6     | <div>ふ じ や ま ゆう じ</div> <div>藤 山 雄 治</div> |             | <div>新 任</div> <div>社 外</div>                |

候補者番号 1

くろ うど かね お  
蔵 人 金 男

再任

生年月日

1947年8月3日

所有する当社の株式数

普通株式  
2,675,605株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1966年 4 月 当社入社  
1975年12月 当社取締役  
1983年 3 月 当社代表取締役社長  
2007年 2 月 当社代表取締役会長兼社長  
2012年 4 月 当社代表取締役会長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

創業者であり、強いリーダーシップをもって当社グループの成長を牽引し、長年にわたり当社代表取締役社長・代表取締役会長として経営を指揮してきた実績や豊富な経験を有しており、企業価値の向上に貢献しております。このことから今後外部環境が激変する中、更なる当社グループの発展のため、取締役候補者と致しました。

候補者番号 2

の じり こう へい  
野 尻 公 平

再任

生年月日

1962年4月4日

所有する当社の株式数

普通株式  
37,160株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1993年 3 月 当社入社  
1997年 6 月 当社取締役  
2001年 8 月 当社常務取締役  
2002年 1 月 当社専務取締役  
2009年 9 月 当社代表取締役専務  
2012年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

経営管理部門を中心に当社グループの業務執行に重要な役割を担ってきており、特にM&Aによる当社グループの成長に貢献。2012年以降は代表取締役社長としてグループ経営戦略の策定・推進を担っており、当社グループ経営に適切な人材であり、取締役候補者と致しました。

候補者番号 3

い そ の た け お  
磯 野 健 雄

再 任

生年月日

1971年9月1日

所有する当社の株式数

普通株式  
3,000株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1996年 4 月 (株)新潟ニチイ（現イオンリテール(株)）入社  
2004年 8 月 (株)ワタミファーム入社  
2018年 6 月 ワタミ(株)取締役MD本部長  
2020年10月 (株)コロワイドMD入社 顧問  
2020年11月 (株)コロワイドMD取締役副社長  
2021年 3 月 (株)コロワイドMD代表取締役社長（現任）  
2021年 6 月 当社取締役（現任）

#### 取締役候補者とした理由

当社グループの食材の調達、加工、流通等のマーチャンダイジング分野で豊富な業務経験と幅広い見識を持ち合わせております。これらのことから、当社グループの継続的成長に不可欠なマーチャンダイジング業務の専門的知見と実績を踏まえ、取締役候補者と致しました。

候補者番号 4

ま つ み だ い す け  
松 見 大 輔

再 任

生年月日

1974年5月4日

所有する当社の株式数

普通株式  
3,000株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1998年 4 月 YKK(株)入社  
2007年12月 (株)レックス・ホールディングス（現 (株)レインズインターナショナル）入社  
2015年 4 月 (株)レインズインターナショナル取締役  
2020年 4 月 当社執行役員  
2021年 5 月 当社執行役員 人事法務本部本部長  
2021年 6 月 当社取締役 人事法務本部本部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

実務に精通した企業法務の専門家であり、各種リーガルチェック・紛争解決対応・債権管理等の豊富な経験を有しております。また当社グループのコーポレート・ガバナンスを担う上で豊富な見識を有しており、これらの実績を踏まえて、当社グループ経営の管理・統制に貢献していることから、取締役候補者と致しました。

候補者番号 5

もく の じゅん こ  
空 野 純 子

再 任

独 立

社 外

生年月日

1961年12月20日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年 4 月 横河ヒューレット・パッカー ド フィールドシステムエンジニア  
1991年 7 月 アーサー・D・リトル・ジャパン(株)  
2002年 1 月 (株)ポケモン 執行役員  
2008年 9 月 ウォルト・ディズニー・ジャパン コンシューマー・リレーションシップ・  
マネジメント ディレクター  
2015年10月 (株)円谷プロダクション マーケティング本部長 執行役員  
2019年 6 月 当社社外取締役 (現任)  
2019年 7 月 (株)TRAIL マネージングディレクター (現任)  
2019年 7 月 STOCK POINT(株) アドバイザー (現任)  
2021年 3 月 (株)トレスパバイオ研究所 社外取締役  
2021年 7 月 エブリモバイル(株) 取締役 (現任)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系を含む多様な企業において、ITサービス・E-commerce・デジタルマーケティングの分野での戦略策定・事業運営を実施。当社グループにおいても同分野が益々重要性を増すことを踏まえ、デジタルマーケティング戦略等の策定と推進の観点で経営に対する管理・監督を行うに適任と判断し、社外取締役候補者と致しました。

候補者番号 6

ふ じ や ま ゆ う じ  
藤 山 雄 治

新 任

社 外

生年月日

1959年7月9日

所有する当社の株式数

一株

#### 略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1983年 4 月 警察庁入庁  
2007年 9 月 鹿児島県警察本部長  
2009年 3 月 警視庁組織犯罪対策部長  
2012年 3 月 警視庁警備部長  
2013年 8 月 内閣官房危機管理審議官  
2015年 8 月 皇宮警察本部長  
2018年 1 月 大成建設株式会社管理本部総務部顧問 (現任)

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる警察組織での豊富な知識と幅広い経験を有し、当該知識及び経験に基づき独立した立場から助言を頂けることが期待され、当社における法務リスクマネジメントの強化を図ることに寄与して頂けると判断し、社外取締役候補者と致しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 空野純子氏及び藤山雄治氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は空野純子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額としております。尚、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 藤山雄治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。尚、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額と致します。
5. 空野純子氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、本議案が承認された場合、空野純子氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。また同氏は当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たしており、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」につきましては、インターネット上のウェブサイト (<https://www.colowide.co.jp/ir/governance/>) に掲載しております。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、取締役、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引続き被保険者となります。
- (1) 被保険者の実質的な保険料の負担割合
- 保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- (2) 補填の対象とされる保険事故の概要等
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填致します。
- 但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(ご参考)  
取締役等のスキルマトリックス

| 氏名         | 役位         | 社外 | 独立 | 特に期待する経験・知見 |         |              |                 |        |          |
|------------|------------|----|----|-------------|---------|--------------|-----------------|--------|----------|
|            |            |    |    | 経営全般        | フードビジネス | M&A<br>財務・会計 | 法務リスク<br>マネジメント | テクノロジー | サステナビリティ |
| 蔵人 金男      | 代表取締役 会長   |    |    | ●           | ●       | ●            |                 |        |          |
| 野尻 公平      | 代表取締役 社長   |    |    | ●           | ●       | ●            | ●               |        | ●        |
| 瀬尾 秀和      | 取締役        |    |    | ●           |         | ●            |                 |        |          |
| 磯野 健雄      | 取締役        |    |    |             | ●       |              |                 |        | ●        |
| 松見 大輔      | 取締役        |    |    |             |         |              | ●               |        | ●        |
| 宇田 猛       | 取締役(監査等委員) |    |    |             |         | ●            | ●               |        |          |
| 杢野 純子      | 取締役        | ○  | ○  | ●           |         |              | ●               | ●      | ●        |
| 谷 充史       | 取締役(監査等委員) | ○  | ○  | ●           |         | ●            | ●               |        | ●        |
| 福崎 真也      | 取締役(監査等委員) | ○  | ○  |             |         |              | ●               |        | ●        |
| 熊王 斉子      | 取締役(監査等委員) | ○  | ○  |             |         |              | ●               |        | ●        |
| 藤山 雄治 (新任) | 取締役        | ○  |    |             |         |              | ●               |        |          |

|       |      |  |  |  |   |   |  |   |   |
|-------|------|--|--|--|---|---|--|---|---|
| 植田 剛史 | 執行役員 |  |  |  | ● |   |  |   | ● |
| 大場 良二 | 執行役員 |  |  |  |   |   |  | ● |   |
| 竹島 隆仁 | 執行役員 |  |  |  |   | ● |  |   | ● |

以 上

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自動車や半導体製造装置、鉄鋼などの輸出が比較的堅調だったものの、資源・エネルギーや原材料の価格高騰によって輸入が更に膨らみ、2年ぶりの貿易赤字となりました。また個人消費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその一時的な沈静化によって緊急事態宣言等の発出・解除が繰返されたため、消費マインドの持続的な高揚には至らず、停滞感の強い状態で推移致しました。

外食産業におきましては、食材価格や物流費の高騰、人手不足などに悩まされているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって店舗の休業や営業時間の短縮、アルコール類提供の休止といった制約を受けました。更に消費者のライフスタイルの変化から外食需要が減少するとともに、来店時の滞在時間の大幅な縮小や宴会の自粛傾向も続いております。このため従来なら繁忙期のはずの年末年始や年度末においても、収益低迷を余儀なくされました。打開策の一環として、テイクアウトやデリバリーへの注力、バーチャルレストランの展開などを行っているとはいえ、中食との競合がこれまで以上に激化し、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、引続き「すべてはお客様の為に」をモットーにQ S C Aを高め、家庭ではなかなか体験できない様々な料理や高レベルのサービスをお客様に提供することによって、「楽しかった、美味しかった」とお客様に喜んで頂けるよう心掛けております。また新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止のため、従業員の健康・衛生管理の強化、お客様に対する入店時の検温・手指のアルコール消毒並びにマスク会食依頼、店舗内における密閉・密集・密接の回避など、様々な対策を講じております。

そして中食を上回る上質でお値打ち感のあるランチメニューやテイクアウト商品の強化、ショッピングセンター内のフードコートへの出店、「個食」への対応、他社の事業所や医療機関、公務員関連施設に向けた給食事業の展開などを行いました。更に料理に必要なカット済みの食材や調味料・ソースをセットにして、完成度の高い食事を短時間で作れるようにする「ミールキット」の開発・提供や、E S G（環境、社会、ガバナンス）推進の一環としてセントラルキッチン近隣の生産農家から調達した食材の残渣を堆肥化し、生産農家に還元する地域循環活動にも取り組んでおります。また従業員のモチベーションやスキルを高めるため、メンター制度を導入するとともに、研修用のW E Bセミナーも開催しております。

コスト面では、引続き費用対効果の精査に努め、損益分岐点の引下げを鋭意図っております。そのため従業員の適切な配置転換による人材の活性化や配膳ロボットの導入、分単位の適正労働時間の算出に基づく人件費の削減、賃借物件の家賃契約をはじめとする各種契約の見直しによる費用圧縮などを行いました。また業態転換或いは業態集約、提供メニューの工夫に基づく使用食材の歩留まり向上、需要予測の精緻化による食品廃棄ロスの低減、物流拠点の集約及び物流ラインの整理などに基づく物流全体の最適化なども進めております。

店舗政策につきましては、直営レストラン業態を22店舗、直営居酒屋業態を5店舗、合計27店舗を新規出店致しました。一方、不採算や賃借契約の終了などにより直営レストラン業態を41店舗、直営居酒屋業態を28店舗、合計69店舗を閉店致しました。その結果、当連結会計年度末の直営店舗数は1,433店舗となりました。尚、F C店舗を含めた総店舗数は2,785店舗となっております。

財務面では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止のための時短営業協力金及び雇用調整助成金の申請を行ったことや、昨年9月の公募増資1,000万株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資

159万株によって、財務体質の強化を図ることができました。

海外事業につきましては、東南アジアや北米において、経済の活性化と新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止を両立させる動きが強まっていることから、回復感が出てきております。

以上のような施策を積極的に進めて参りましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による営業制限や、外食を自粛或いは来店時における滞在時間を短縮する傾向が続き、既存店の売上収益は新型コロナウイルス禍が顕在化する以前の水準には戻っておりません。

このような状況もあり当連結会計年度の連結業績につきましては、売上収益が1,756億27百万円、事業利益が61億33百万円、当期利益が30億68百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益が14億37百万円となりました。

(注)事業利益＝「売上収益－売上原価－販売費及び一般管理費」により計算しております。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は56億76百万円（店舗敷金保証金2億21百万円含む）であり、新規店舗の建物設備及び既存店改装に投資しております。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、一般募集及び第三者割当増資による新株式を発行し、総額187億円の資金調達を行いました。

また当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として394億円の調達を行いました。

尚、金融機関からの借入の他に次の社債を発行致しました。

| 会社名      | 発行銘柄      | 発行総額 | 発行日        |
|----------|-----------|------|------------|
| (株)コロワイド | 第69回無担保社債 | 26億円 | 2022年2月28日 |

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

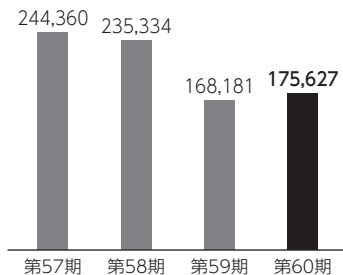
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

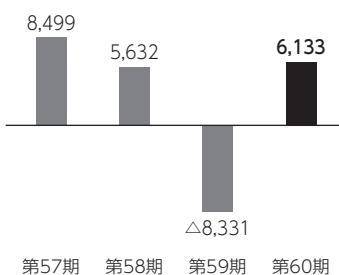
| 区 分                                                     | 第57期<br>(2019年3月期) | 第58期<br>(2020年3月期) | 第59期<br>(2021年3月期) | 第60期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年3月期) |
|---------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
|                                                         | I F R S            |                    |                    |                                 |
| 売 上 収 益 (百万円)                                           | 244,360            | 235,334            | 168,181            | 175,627                         |
| 事業利益又は事業損失 (百万円)                                        | 8,499              | 5,632              | △8,331             | 6,133                           |
| 親会社の所有者に帰属<br>する当期利益又は親会<br>社の所有者に帰属する<br>当 期 損 失 (百万円) | 632                | △6,447             | △10,085            | 1,437                           |
| 基本的1株当たり当期<br>利益又は基本的1株当<br>た り 当 期 損 失 (円)             | 5.72               | △88.62             | △141.30            | 11.31                           |
| 資 産 合 計 (百万円)                                           | 222,301            | 248,832            | 267,482            | 267,698                         |
| 資 本 合 計 (百万円)                                           | 50,645             | 38,889             | 39,441             | 60,030                          |

(注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に基づいて計算書類を作成しております。  
2. 当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。

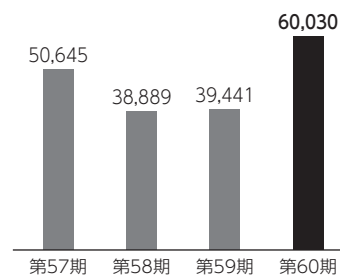
■ 売上収益 (単位：百万円)



■ 事業利益 (単位：百万円)



■ 資本合計 (単位：百万円)



### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

| 名称                                                            | 資本金<br>(百万円) | 主な事業の内容                                    | 議決権の所有割合<br>(%) (注1) |
|---------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------|----------------------|
| (株)コロワイドMD                                                    | 10           | 飲食店チェーンの運営及び各種食料品の商品開発・調達・製造・物流・マーチャンダイジング | 100.0                |
| (株)バンノウ水産(注)2                                                 | 10           | 鮪類の加工販売                                    | 100.0                |
| (株)アトム                                                        | 100          | 直営飲食店チェーン及びFC事業の運営                         | 41.2                 |
| (株)レイズインターナショナル(注)3                                           | 10           | 直営飲食店チェーン及びFC事業の運営                         | 100.0                |
| (株)コスト・イズ(注)4                                                 | 194          | 酒類等の販売・物流                                  | 100.0                |
| 台灣瑞滋國際股份有限公司(注)5                                              | 151          | 台湾における飲食店チェーンの運営                           | 100.0                |
| 東京牛角股份有限公司(注)5                                                | 217          | 台湾における飲食店チェーンの運営                           | 100.0                |
| REINS INTERNATIONAL<br>(SINGAPORE)PTE.LTD.(子会社1社<br>含む)(注)5、6 | 101          | 東南アジアにおける飲食店チェーンの運営                        | 100.0                |
| REINS INTERNATIONAL<br>(THAILAND)CO.,LTD.(注)5                 | 18           | タイにおける飲食店チェーンの運営                           | 49.0                 |
| PT.REINS MARINDO INDONESIA<br>(注)5                            | 240          | インドネシアにおける飲食店チェーンの運営                       | 51.0                 |
| REINS INTERNATIONAL(USA)<br>CO.,LTD.(子会社9社含む)(注)7、8           | 1,588        | 北米における飲食店チェーンの運営                           | 100.0                |
| COLOWIDE VIETNAM.,JSC.(注)5                                    | 357          | ベトナムにおける飲食店チェーンの運営                         | 75.2                 |
| カップ・クリエイトコリア(株)(注)5                                           | 814          | 韓国における飲食店チェーンの運営                           | 80.0                 |
| (株)フレッシュネス(注)5                                                | 10           | 直営飲食店チェーン及びFC事業の運営                         | 100.0                |
| カップ・クリエイト(株)<br>(子会社2社含む)(注)9、10                              | 100          | 直営飲食店チェーンの多店舗展開及びデリカ事業                     | 50.6                 |
| (株)大戸屋ホールディングス<br>(子会社8社含む)(注)12                              | 3,029        | 直営飲食店チェーン及びFC事業の運営                         | 46.8                 |
| (株)ダブリューピーージャパン(注)2                                           | 90           | 直営飲食店チェーンの運営                               | 100.0                |

| 名称                | 資本金<br>(百万円) | 主な事業の内容                                     | 議決権の所有割合<br>(%) (注1) |
|-------------------|--------------|---------------------------------------------|----------------------|
| (株)シルスマリア(注)11    | 15           | 生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売                | 100.0                |
| (株)ダイニング・クリエイション  | 10           | 直営飲食店チェーンの運営                                | 100.0                |
| (株)フューチャーリンク(注)13 | 10           | F C事業運営                                     | 100.0                |
| (株)ダイニングエル(注)2    | 10           | 給食事業の運営                                     | 100.0                |
| (株)エムワイフーズ(注)2    | 90           | 飲食店用・一般消費者用たれ（「宮のたれ」）の製造及び販売                | 100.0                |
| (株)ココット           | 10           | 事務処理業務                                      | 100.0                |
| ワールドピーコム(株)(注)2   | 75           | 外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用 | 95.1                 |

- (注) 1. 上記の議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計となっております。
2. (株)バンノウ水産、(株)ダブリューピーージャパン、(株)ダイニングエル、(株)エムワイフーズ及びワールドピーコム(株)の株式は、(株)コロワイドMDが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
3. (株)レインズインターナショナルの株式は、当社及び中間持株会社を介して保有しております。
4. (株)コスト・イズの株式は、(株)コロワイドMD及び(株)レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
5. 台灣瑞滋國際股份有限公司、東京牛角股份有限公司、REINS INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE.LTD.、REINS INTERNATIONAL (THAILAND) CO.,LTD.、PT.REINS MARINDO INDONESIA、COLOWIDE VIETNAM,JSC.、カップパ・クリエイトコリア(株)及び(株)フレッシュネスの株式は、(株)レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
6. REINS INTERNATIONAL(SINGAPORE)PTE.LTD.における子会社は、GYU-KAKU SINGAPORE PTE. LTD.であります。
7. REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.における子会社9社は、REINS INTERNATIONAL CALIFORNIA,INC.、REINS INTERNATIONAL NEWYORK,INC.、REINS INTERNATIONAL CHICAGO,INC.、REINS TEXAS INTERNATIONAL,INC.、REINS INTERNATIONAL MASSACHUSETTS,INC.、REINS INTERNATIONAL GEORGIA,INC.、REINS INTERNATIONAL COLORADO,INC.、REINS USA FRANCHISE COMPANY,INC.及びREINS USA MD COMPANY,INC.であります。
8. REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.の株式は、中間持株会社を介して保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
9. カップパ・クリエイト(株)における子会社2社は、(株)ジャパンフレッシュ及び(株)華八であります。
10. カップパ・クリエイト(株)の株式は、中間持株会社を介して保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
11. (株)シルスマリアの株式は、(株)コロワイドMD及び(株)アトムが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
12. (株)大戸屋ホールディングスの株式は、当社及び(株)ダイニング・クリエイションが保有しております。尚、(株)大戸屋ホールディングスにおける子会社8社は、(株)大戸屋、香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、OOTOYA NJ L.L.C.、THREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.、M OOTOYA (THAILAND) CO.,LTD.、VIETNAM OOTOYA CO.,LTD.であります。
13. (株)フューチャーリンクの株式は、(株)ダイニング・クリエイションが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。

## ② 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

**(4) 主要な営業所及び工場** (2022年3月31日現在)

|       |     |                        |
|-------|-----|------------------------|
| 本     | 店   | 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 |
| 神 奈 川 | C K | 神奈川県横須賀市佐原二丁目2番2号      |
| 長 浜   | C K | 滋賀県長浜市国友町270           |
| 栃 木   | 工 場 | 栃木県河内郡上三川町多功南原2568-3   |
| 上 尾   | 工 場 | 埼玉県上尾市大字平塚125-2        |
| 富 士   | 工 場 | 静岡県富士市比奈358-12         |
| 三 保   | 工 場 | 静岡県静岡市清水区折戸字和田443-1    |
| 静 岡   | 工 場 | 静岡県静岡市清水区駒越北町313-1     |
| 名 古 屋 | 工 場 | 愛知県名古屋市中熱田区三本松町18-43   |
| 滋 賀   | 工 場 | 滋賀県草津市上寺町字上柳200        |
| 尼 崎   | 工 場 | 兵庫県尼崎市西高洲町30-10        |

※CKはセントラルキッチン

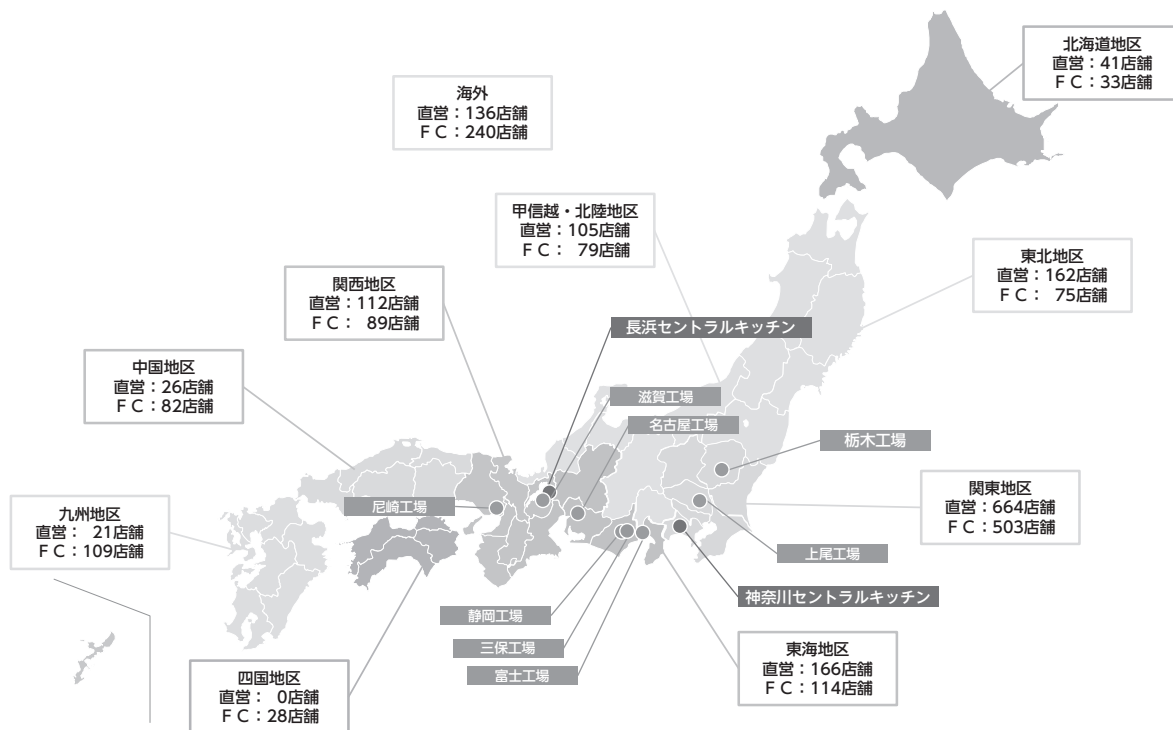
**店舗数の推移**

|         | 2016年3月期 | 2017年3月期 | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2020年3月期 | 2021年3月期 | 2022年3月期 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 直営店舗数   | 1,414    | 1,527    | 1,530    | 1,508    | 1,462    | 1,470    | 1,433    |
| F C 店舗数 | 1,095    | 1,211    | 1,191    | 1,201    | 1,203    | 1,373    | 1,352    |
| 合 計     | 2,509    | 2,738    | 2,721    | 2,709    | 2,665    | 2,843    | 2,785    |

●直営・FCともに全国規模で店舗を展開

(2022年3月末時点)

|    | 合計       | 国内       | 海外     |
|----|----------|----------|--------|
|    | 2,785 店舗 | 2,409 店舗 | 376 店舗 |
| 直営 | 1,433 店舗 | 1,297 店舗 | 136 店舗 |
| FC | 1,352 店舗 | 1,112 店舗 | 240 店舗 |



## (5) 対処すべき課題

2023年3月期につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への懸念が収まらず、また世界情勢の不確実性の増大による経済の減速など予断を許さない状況が続いております。外食産業におきましては、引続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑止への徹底的な対応が求められると考えられますが、これと同時に食材価格及びエネルギー価格の高止まりによるインフレの進行や、社会の「ウイズ・コロナ」化に伴う消費者のライフスタイルの一層の変化などに向けた新たな施策も必要になっております。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、インフレ対応の一環として提供メニューの工夫に基づく食材使用の効率化及び食品廃棄ロスの低減や、物流拠点の集約を引続き進めることにより、一層の効率化を図る所存です。「ウイズ・コロナ」対策としては、都心やオフィス街などへの店舗立地戦略を継続的に見直すとともに、営業開始時間を前倒して深夜時間帯を当て込んだ営業からの脱却を図っております。また中期経営計画において示していた他社の社員食堂・介護施設・医療機関・公務員関連施設などへの給食事業を拡大させております。更に長期に亘って成長を続けるため、ESG（環境、社会、ガバナンス）への対応や、サステナビリティの推進にも注力しております。

これらの取組みによって、経済環境が変化しても収益が左右されにくく、高い安定性と成長性が見込める企業体質に進化することを当社グループは目指しております。

このような状況を踏まえ、2023年3月期業績は次のとおり見込んでおります。

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 売上収益             | 2,471億27百万円 |
| 事業利益             | 92億93百万円    |
| EBITDA           | 176億74百万円   |
| 当期利益             | 30億75百万円    |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 | 13億42百万円    |

## (6) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、日本全国、北米及びアジア諸国において、直営による飲食店チェーンを展開するとともに、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

連結子会社のうち、㈱コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

㈱アトムは、「ステーキ宮」・「にぎりの徳兵衛」・「寧々家」などのレストラン業態及び居酒屋業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ事業の運営を行っております。尚、同社は2022年3月31日に同社の連結子会社であった㈱エムワイフズの全株式を㈱コロワイドMDへ譲渡しており、当連結会計年度末日において子会社株式を保有しておりません。

㈱レインズインターナショナルは、「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋 甘太

郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「FRESHNESS BURGER」など、国内及び海外においてレストラン業態及び居酒屋業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。尚、同社は2022年3月31日に同社の連結子会社であった㈱レイNZ北海道を、同社を存続会社とする吸収合併を行っております。

カッパ・クリエイト㈱は、「かっぱ寿司」などのレストラン業態の直営飲食店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

㈱大戸屋ホールディングスは、「大戸屋ごはん処」など、国内及び海外においてレストラン業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。尚、当社は、前第2四半期連結会計期間末より同社を連結子会社化しております。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

|            |         |              |
|------------|---------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式    | 112,999,820株 |
|            | 優先株式    | 30株          |
|            | 第2回優先株式 | 50株          |
|            | 第3回優先株式 | 100株         |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式    | 86,903,541株  |
|            | 優先株式    | 30株          |
|            | 第2回優先株式 | 30株          |
|            | 第3回優先株式 | 90株          |
| ③ 株主数      | 普通株式    | 108,195名     |
|            | 優先株式    | 1名           |
|            | 第2回優先株式 | 1名           |
|            | 第3回優先株式 | 1名           |

### ④ 大株主（上位10名）

#### イ. 普通株式

| 株主名                                         | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|---------------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                     | 7,391   | 8.5     |
| 株式会社サンクロード                                  | 5,766   | 6.7     |
| 蔵人良子                                        | 4,062   | 4.7     |
| 蔵人賢樹                                        | 2,864   | 3.3     |
| 蔵人金男                                        | 2,675   | 3.1     |
| 鈴木理永                                        | 1,094   | 1.3     |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                          | 1,037   | 1.2     |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 | 539     | 0.6     |
| JP MORGAN CHASE BANK 385781                 | 443     | 0.5     |
| JP MORGAN CHASE BANK 385765                 | 366     | 0.4     |

(注)持株比率は自己株式（250,218株）を控除して計算しております。

## ロ. 優先株式

| 株主名                 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|---------------------|---------|----------|
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 30      | 100      |

(注) 持株比率は発行済の優先株式の総数から計算しております。

## ハ. 第2回優先株式

| 株主名                 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|---------------------|---------|----------|
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 30      | 100      |

(注) 持株比率は発行済の第2回優先株式の総数から計算しております。

## 二. 第3回優先株式

| 株主名                 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|---------------------|---------|----------|
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 90      | 100      |

(注) 持株比率は発行済の第3回優先株式の総数から計算しております。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                               | 株式数     | 交付対象者数 |
|-------------------------------|---------|--------|
| 取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く)     | 23,000株 | 5名     |
| 社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る) | 0株      | 0名     |
| 監査等委員である取締役                   | 0株      | 0名     |

(注) 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する  
当社普通株式 (譲渡制限付株式) であります。

## (3) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

| 地位            | 氏名   | 担当の状況      |
|---------------|------|------------|
| 代表取締役会長       | 蔵人金男 | 経営全般       |
| 代表取締役社長       | 野尻公平 | 経営全般       |
| 取締役           | 瀬尾秀和 | 管理部門担当     |
| 取締役           | 磯野健雄 | グループMD部門担当 |
| 取締役           | 松見大輔 | 人事法務担当     |
| 取締役           | 壺野純子 | 社外取締役      |
| 取締役(監査等委員・常勤) | 宇田 猛 |            |
| 取締役(監査等委員)    | 福崎真也 |            |
| 取締役(監査等委員)    | 谷 充史 |            |
| 取締役(監査等委員)    | 熊王斉子 |            |

- (注) 1. 取締役壺野純子氏、福崎真也氏、谷充史氏及び熊王斉子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役壺野純子氏、福崎真也氏、谷充史氏及び熊王斉子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために宇田猛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）福崎真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）谷充史氏は、金融機関在任中に得た幅広い業務知識と経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）熊王斉子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務の専門知識に加え様々な部門における豊富な経験と見識を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と壺野純子氏、福崎真也氏、谷充史氏及び熊王斉子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」という）を被

保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。  
当該保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。

#### イ. 被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### ロ. 補填の対象とされる保険事故の概要等

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填致します。

但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

### ④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

#### イ. 取締役の報酬等の総額

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |          |           | 対象となる役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|----------|-----------|-------------------|
|                            |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等    |                   |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 365<br>(10)     | 318<br>(10)     | —<br>(—) | 47<br>(—) | 7<br>(1)          |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 23<br>(13)      | 23<br>(13)      | —<br>(—) | —<br>(—)  | 4<br>(3)          |
| 合 計<br>(うち社外取締役)           | 388<br>(23)     | 341<br>(23)     | —<br>(—) | 47<br>(—) | 11<br>(4)         |

#### ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬に係る報酬額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。

尚、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。

当社監査等委員である取締役の金銭報酬に係る報酬額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。

尚、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

また上記の金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第59期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の額として年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年

50,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、6名（うち社外取締役1名）であります。

## ハ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### (イ)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年5月25日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、次の(ロ)に記載のとおりです。

### (ロ)決定方針の内容の概要

#### i．基本方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与（短期インセンティブ）、非金銭報酬等としての株式報酬（長期インセンティブ）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

#### ii．個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

##### (i)個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(vi)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

##### (ii)業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため及び持続的かつ確実な財務的価値向上のため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績などを踏まえて「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(vi)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

尚、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

### (iii) 非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、優秀な経営人材を確保し、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、取締役会決議により決定し、毎年一定の時期に支給する。

尚、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分された普通株式は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも 退任又は退職した時点までの間、譲渡が制限されており、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下「正当理由」という）で退任又は退職したことを条件として、譲渡制限が解除されるものとする。また正当理由以外の理由により退任又は退職した場合など、譲渡制限が解除されなかった譲渡制限付株式は、当社が無償で取得することができるものとする。

### (iv) 取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、賞与（業績連動報酬等）と株式報酬（非金銭報酬等）の割合は、固定報酬としての基本報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とするという基本方針を踏まえ、賞与（業績連動報酬等）は、基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、株式報酬（非金銭報酬等）は、役位、職責等に応じて、いずれも「指名・報酬諮問委員会」の答申を得たうえで取締役会が決定することにより適切な報酬割合とする。

尚、社外取締役については、基本報酬のみとなることから、その割合は基本報酬100%となる。

### (v) 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記（i）、（ii）、（iii）のとおり、基本報酬（金銭報酬等（業績連動報酬等以外））は月例の固定給とし毎月一定の時期に、賞与（業績連動報酬等）は業績指標を上回る場合、毎年一定の時期に、株式報酬（非金銭報酬等）は、譲渡制限付株式に係る割当契約を締結することを条件として毎年一定の時期に支給する。

### (vi) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときの内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とする。

尚、代表取締役は、その権限を適切に行使するため、個人別の報酬等の額について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

#### **(ハ)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、「指名・報酬諮問委員会」が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で答申を行っており、取締役会により委任された代表取締役は、後記二. のとおり、当該答申内容を踏まえて各取締役の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記(ロ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

#### **二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項**

当事業年度においては、2021年6月24日開催の取締役会にて代表取締役蔵人金男及び野尻公平に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、二.内において「取締役」という）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断しているためです。

尚、代表取締役蔵人金男及び野尻公平は、「指名・報酬諮問委員会」より答申を得ており、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

#### **(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、積極的に利益還元して参りたいと考えております。

剰余金の配当については、長期的な事業成長と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。内部留保金につきましては、事業拡大と効率化のためのM&A、新規出店、設備投資、人材の育成等に充当し、企業価値の向上に努めて参りたいと考えております。

当事業年度につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、当社普通株式1株につき5円、優先株式1株につき3,126,360円、第2回優先株式1株につき3,626,360円、第3回優先株式1株につき3,500,000円の配当を実施させて頂きます。

以 上

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額             |
|--------------|----------------|
| <b>資産の部</b>  |                |
| <b>流動資産</b>  | <b>70,936</b>  |
| 現金及び現金同等物    | 48,534         |
| 営業債権及びその他の債権 | 14,167         |
| その他の金融資産     | 919            |
| 棚卸資産         | 2,804          |
| 未収法人所得税      | 565            |
| その他の流動資産     | 3,947          |
| <b>非流動資産</b> | <b>196,762</b> |
| 有形固定資産       | 41,501         |
| 使用権資産        | 25,478         |
| のれん          | 80,218         |
| 無形資産         | 12,588         |
| 投資不動産        | 390            |
| その他の金融資産     | 22,607         |
| 繰延税金資産       | 13,544         |
| その他の非流動資産    | 436            |
| <b>資産合計</b>  | <b>267,698</b> |

| 科目                      | 金額             |
|-------------------------|----------------|
| <b>負債の部</b>             |                |
| <b>流動負債</b>             | <b>78,709</b>  |
| 営業債務及びその他の債務            | 17,533         |
| 社債及び借入金                 | 30,872         |
| リース負債                   | 15,779         |
| その他の金融負債                | 23             |
| 未払法人所得税                 | 683            |
| 引当金                     | 4,643          |
| 契約負債等                   | 207            |
| その他の流動負債                | 8,970          |
| <b>非流動負債</b>            | <b>128,959</b> |
| 営業債務及びその他の債務            | 3,521          |
| 社債及び借入金                 | 93,463         |
| リース負債                   | 20,348         |
| その他の金融負債                | 2,146          |
| 引当金                     | 7,090          |
| 繰延税金負債                  | 685            |
| 契約負債等                   | 796            |
| その他の非流動負債               | 909            |
| <b>負債合計</b>             | <b>207,668</b> |
| <b>資本の部</b>             |                |
| <b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b> | <b>50,300</b>  |
| 資本金                     | 27,905         |
| 資本剰余金                   | 40,424         |
| 自己株式                    | △159           |
| その他の資本の構成要素             | △450           |
| 利益剰余金                   | △17,421        |
| <b>非支配持分</b>            | <b>9,730</b>   |
| <b>資本合計</b>             | <b>60,030</b>  |
| <b>負債及び資本合計</b>         | <b>267,698</b> |

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位: 百万円)

| 科目         | 金額      |
|------------|---------|
| 売上収益       | 175,627 |
| 売上原価       | 78,939  |
| 売上総利益      | 96,688  |
| 販売費及び一般管理費 | 90,555  |
| その他の営業収益   |         |
| 賃料収入       | 303     |
| 雑収入        | 561     |
| その他        | 1,652   |
| その他の営業収益合計 | 2,516   |
| その他の営業費用   |         |
| 減損損失       | 2,753   |
| 閉店損失引当金繰入  | 92      |
| その他        | 749     |
| その他の営業費用合計 | 3,594   |
| 営業利益       | 5,055   |
| 金融収益       | 897     |
| 金融費用       | 3,902   |
| 税引前利益      | 2,051   |
| 法人所得税費用    | △1,017  |
| 当期利益       | 3,068   |
| 当期利益の帰属    |         |
| 親会社の所有者    | 1,437   |
| 非支配持分      | 1,631   |
| 当期利益       | 3,068   |

(注) 当社が経常的事業活動からの収益の指標としている事業利益は6,133百万円となりました。  
事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。  
事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

# 計算書類

## 貸借対照表（日本基準）（2022年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>53,926</b>  |
| 現金及び預金          | 13,192         |
| 前払費用            | 118            |
| 関係会社短期貸付金       | 37,658         |
| 未収入金            | 2,634          |
| 未収還付法人税等        | 309            |
| その他             | 12             |
| <b>固定資産</b>     | <b>80,978</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>75</b>      |
| 建物              | 53             |
| 機械及び装置          | 5              |
| 車両運搬具           | 0              |
| 工具、器具及び備品       | 16             |
| リース資産           | 0              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>119</b>     |
| 商標権             | 1              |
| ソフトウェア          | 112            |
| リース資産           | 5              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>80,784</b>  |
| 投資有価証券          | 74             |
| 関係会社株式          | 48,048         |
| 敷金及び保証金         | 257            |
| 会員権             | 74             |
| 繰延税金資産          | 190            |
| 関係会社長期貸付金       | 31,898         |
| その他             | 240            |
| <b>繰延資産</b>     | <b>439</b>     |
| 社債発行費           | 439            |
| <b>資産合計</b>     | <b>135,344</b> |

| 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|
| <b>負債の部</b>     |                |
| <b>流動負債</b>     | <b>18,841</b>  |
| 短期借入金           | 140            |
| 1年内返済予定の長期借入金   | 9,593          |
| リース債務           | 6              |
| 未払金             | 308            |
| 1年内償還予定の社債      | 7,568          |
| 未払費用            | 143            |
| 未払法人税等          | 2              |
| 預り金             | 21             |
| 販売促進引当金         | 1,041          |
| 賞与引当金           | 16             |
| <b>固定負債</b>     | <b>56,392</b>  |
| 社債              | 14,651         |
| 長期借入金           | 41,730         |
| 資産除去債務          | 10             |
| <b>負債合計</b>     | <b>75,233</b>  |
| <b>純資産の部</b>    |                |
| <b>株主資本</b>     | <b>60,115</b>  |
| <b>資本金</b>      | <b>27,905</b>  |
| <b>資本剰余金</b>    | <b>18,743</b>  |
| 資本準備金           | 17,623         |
| その他資本剰余金        | 1,120          |
| <b>利益剰余金</b>    | <b>13,626</b>  |
| 利益準備金           | 112            |
| その他利益剰余金        | 13,514         |
| 繰越利益剰余金         | 13,514         |
| <b>自己株式</b>     | <b>△159</b>    |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>△4</b>      |
| その他有価証券評価差額金    | △4             |
| <b>純資産合計</b>    | <b>60,111</b>  |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>135,344</b> |

## 損益計算書（日本基準）（2021年4月1日から2022年3月31日まで）（単位：百万円）

| 科目           | 金額    |
|--------------|-------|
| 営業収益         | 882   |
| 販売費及び一般管理費   | 3,980 |
| 営業損失         | 3,098 |
| 営業外収益        | 1,467 |
| 営業外費用        | 1,025 |
| 経常損失         | 2,656 |
| 特別利益         | 27    |
| 特別損失         | 20    |
| 税引前当期純損失     | 2,649 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △203  |
| 法人税等調整額      | △29   |
| 当期純損失        | 2,417 |

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社コロワイド  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井出正弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本道之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 相澤陽介 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロワイドの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社コロワイド  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井出正弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本道之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 相澤陽介 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロワイドの2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門との連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社コロワイド 監査等委員会

|         |       |
|---------|-------|
| 常勤監査等委員 | 宇田 猛  |
| 監査等委員   | 福崎 真也 |
| 監査等委員   | 谷 充史  |
| 監査等委員   | 熊王 斉子 |

(注) 監査等委員福崎真也、監査等委員谷充史及び監査等委員熊王斉子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

✕      𠄎

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

✕      𐍄

[illegible]



✕      𠄎

[illegible]

✕      𠄎

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

✕      𐍄

[illegible]

神奈川県民ホール  
横浜市中区山下町3丁目1番

This map illustrates the central area of Yokohama City, Japan. The Kanagawa Prefectural Hall (神奈川県民ホール) is highlighted with a thick black outline and a white arrow pointing to it. It is situated near the Japan National Stadium (日本大通り駅) and the Shinkansen Center (シルクセンター). Other labeled locations include Yokohama City Hall (神奈川県庁), Yokohama District Court (地方裁判所), Yokohama City Office (中区役所), Yokohama Stadium (横浜スタジアム), Yokohama Park (横浜公園), Yokohama Chinatown (横浜中華街), and various train stations such as Yokohama Station (横浜駅), Kanagawa Station (国府駅), and Yokohama Station (横浜駅). The map also shows major roads like the Yokohama Expressway (首都高速神奈川1号横浜線) and the Yokohama Expressway (首都高速神奈川3号狩場線). The surrounding areas are labeled as Yokohama・Kawasaki (横浜・荏谷方面), Yokohama・Kawasaki (横浜方面), and Yokohama・Kawasaki (横浜方面).

・みなとみらい線（東急東横線直通）「日本大通り駅」  
（3番出口より徒歩約6分）

○ 駐車場は用意していません。